

沿岸広域振興局長告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成28年1月15日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 路線名 106号
- 2 供用開始の区間
 - (1) 宮古市区界第1地割1番15地先から2番1地先まで
 - (2) 宮古市川井第4地割19番1地先から10番1地先まで
 - (3) 宮古市川井第1地割46番1地先から40番5地先まで
 - (4) 宮古市箱石第5地割48番2地先から40番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成28年1月15日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - (2) 期間 平成28年1月15日から同年2月15日まで